

今後の労働契約法制の在り方に関する研究会開催要綱

1 趣旨・目的

近年、産業構造の変化が進む中で、人事管理に関する企業の意識が変化し、人事管理の個別化・多様化等が進むとともに、就業形態や就業意識の多様化が進んでおり、このような状況の大きな変化の下で、労働契約をめぐる紛争が増加する傾向にある。

一方、労働契約に関するルールについては、実定法や判例法理においてルールが明確となっていない場合があること、判例法理では労使にとって具体的な事案への当てはめが容易でないこと、ルールの再検討を要する場合も生じていること等、状況の変化に十分に対応できていないと考えられる。

このため、労働契約に関するルールについて、労働者が納得・安心して働ける環境づくりや今後の良好な労使関係の形成に資するよう、包括的なルールの整理・整備を行い、その明確化を図ることが必要となっている。

そこで、今後の労働契約法制の在り方について包括的な検討を行うことを目的として、「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」を開催する。

2 検討事項

本研究会においては、次に掲げる事項を中心として調査・研究を行う。

- ・ 労働契約法制の対象とする者の範囲
- ・ 労働契約の成立、展開、終了に係るルールの在り方
- ・ 労働条件設定システムの在り方
- ・ 労働契約法制の機能

3 運営

- (1) 本研究会は、厚生労働大臣が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会においては、必要に応じ、実務経験者等の出席を求めることがある。
- (3) 本研究会の議事については、別に本研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本研究会の庶務は、厚生労働省労働基準局監督課において行う。

4 スケジュール

平成16年4月に第1回会合を開き、以降月1～2回程度開催し、平成17年秋を目途に報告書を取りまとめる。